

一九世紀末ドイツ第二帝制における経済政策論争(三・完)

—工業国論争の一分析—

田 村 信 一

問題の提起と限定

一 オルデンベルグの問題提起

二 ワーグナーの「農業・工業国」論

(一) ワーグナーにおける「人口問題」

(二) 農業問題

(三) 工業・世界貿易の問題(以上第三四卷三号)

三 L・ポールの保護関税論

一 「工業国」的發展と農・工分業

(二) 「輸出工業国」Exportindustriestaat とそのドイツ

(三) 通商政策と社会改良

四 「工業立国」論と自由貿易主義

(一) 「自由貿易」と国際分業

一九世紀末ドイツ第二帝制における経済政策論争(三・完)

- (一) ヴェーバーとゲヴァーニッツの反論(以上前号)
- (二) デーイーチェルの「国際分業」論
- (三) 「工業国」の農業政策
- (四) 「工業国」と帝国主義政策——結びにかえて——(以上本号)

三、デーイーチェルの「国際分業」論

「自由貿易」主義の観点から、こうした問題に最も明確な回答を与えたのはデーイーチェルであった。彼は、一九世紀末に、イギリス、フランス、ドイツ、スイス、ベルギーの諸国が、輸出においては工業製品が、輸入においては工業用原材料・食糧が優位を占める「工業国」に移行し、それとともに、その他の諸国民が、原料・食糧輸出、工業製品輸入によって刻印づけられる、Agrarstaat(ロシア、ハンガリー、ドナウ諸国、ブラジル、アルゼンチン)、Mon-tanstaat(メキシコ、チリ)、Agrar-Montanstaat(オーストラリア、南アフリカ植民地)として形成されてきたことを指摘し、かかる kosmopolitisch な分業が、オルデンベルグ等の主張するように、永続的なものではないのかどうか、という問題を設定し、次のように論じている。まず、「原料国」が保護関税体制によって自国の工業を温室的に育成すれば、当然、「工業国」に対する原料供給は縮小するであろう。そのとき、「工業国」側の対応は、かかる原料部門の新たな供給国が存在しない場合には、「工業国において資本と労働の当該原料部門への移動が生じる」か、それが自然的・地理的に不可能な場合には、「工業国」における当該輸出工業は縮小せざるをえなくなる⁽²⁹⁾。しかし、この輸出工業は縮小するが、旧「原料国」と「工業国」との新たな形態の分業、すなわち工・工間分業が形成され、「工業国」内部の輸出工業が変化するにすぎない。「破滅的競争ではなく、諸国民の有益な区別化が、外国貿易の長

期的後退ではなく、外国貿易の絶えざる増加が、工業化の伝播の帰結である。⁽³⁰⁾

つまりここで、ディーチェルは、「原料国」の「工業化」に対して、ブレンターノ等の工・工間分業の形成と並んで、「工業国」自体における原料部門への資本と労働の移動、という論点を提示している。これは、「原料国」ないし「農業国」の「工業化」が、国内の食糧需要を増加させ、「工業国」への食糧輸出を減少せしめる、という議論に対する反論としても提出されている。すなわち、「もし現在の原料国において、人口の増加、あるいはその国民的労働の生産性の上昇、したがって国民の購買力の増加のために、国内の食糧消費が将来増加し、工業国への輸出に回せる余剰が減少しても、工業国においては、食糧価格が騰貴し、農業は以前よりも収益が増加して、保護関税ないしそれと類似した『国内自給政策』がなくとも、資本と労働力が『農業の総收穫の促進』に専心し、不足を満たすように景気循環が形成されるであろう。」⁽³¹⁾

このように、ディーチェルによれば、経済的後進国が「工業化」したとしても、「工業国」体制が崩壊することはありえない、ということになる。その場合の論拠は二つあったが、これをオルデンベルグ等の「悲観論」と対比して総括すれば次のようにいうことができよう。第一に、地理的・自然的に「工業国」では供給できない食糧・原料を別として（この点は「農・国」論者も承認している）、「原料国」、「農業国」で「工業化」が開始された場合、特定部門——就中、消費財部門——の「工業国」での原料部門に資本と労働が移動するか、あるいは、「工業国」の輸出工業に変動が生じ、生産財部門、技術的に高度な消費財部門に特化し、先進「工業国」と後進「工業国」との間に工・工間分業が形成される。第二に、旧「原料国」、旧「農業国」の「工業化」が一層進み、技術格差が消滅して、「工業国」のこれまでの輸出工業部門にまで「工業化」が波及し、かつ工業人口が増加して、「工業国」への食糧供給が不

可能となった場合でも、かかる輸出工業の原料部門と農業部門に、工業国での資本と労働力の移動が生じ、再び国内における原料・食糧供給が復活する。ディーチェルは、このように考えて、経済的後進国の「工業化」の極限形態を想定しても、現在の「工業国」体制は、保護政策や「自給政策」がなくとも、危険なものではない、と主張するのである。ポールが指摘するように、農業部門への資本と労働力の再移動は可能なかどうか、という問題を別として、もし第二の極限状態が現われた場合には、旧「工業国」にとっての輸出工業は消滅し、国民経済は国内の農・工循環に基礎を置くことになるのではないだろうか。とすれば、「工業国」体制に危険はないとしても、理論的には、ディーチェルが最初に提出した問題、すなわち、*Kosmopolitisch* な分業が永続するかどうか、という問題に対して、彼自身、それは永続しない、という回答を与えていることになるだろう。資本と労働力が原料・農業部門に再移動すれば、国内における農・工分業が再び復活するのである。

しかし、もちろんディーチェルはそうのように考えているのではなかった。彼はこのような理論的想定が現実化しえない理由として、次の二点を挙げていた。第一に、経済的後進国内部における「工業化」の阻止要因である。「原料国が工業国に対して極端な保護体制を敷かないように、そしてすべての原料国が『外国からの独立』という理想に向かって猛進しないように、一定の対抗力が働く。それは就中、輸出農業者・鉱山所有者の利害である。オルデンベルグは、このような事業者としての農業者を見落している。……収益性に利害関心をもつ農業者は、工業国では、工業のための輸出政策の反対者になり、……原料国では、工業のための輸入政策の反対者になる。」⁽³²⁾ディーチェルは、国際分業体制に組み込まれた、いわばモノカルチャー型「後進国」の輸出利害が、かつての東エルベの「農業者」の「自由貿易」的利害のように、「工業化」に対して阻止的に作用する、という現実をよく認識していた。しかしながら、

これは阻止的要因ではあっても、決定的要因ではない。現に、オルデンベルグ、ワグナー、ポレによれば、東アジアを中心とする経済的後進国の「工業化」は、ドイツの輸出工業の一部を脅かしつつあった。そこでディーチェルは、第二の決定的要因として、次のように述べている。「たしかに熱帯諸国は工業化を開始している。だが、正確に言えば、これらの国々は数千年も前から工業化を開始しており、少なくともインドと中国は、その製造品——とくに、高価な、工芸的な繊維・金属・窯業の生産物——をヨーロッパに送り、それと交換して主に銀を受けとっていた。特定の、すなわち、熱帯の人口稠密で、文化的に発展した地域の工業 Industrie は、新しい事実でもなんでもない。新しい事実は、これらの地域が、近代ヨーロッパの大工業 Groggerwerbe の一定の生産物を、ここ数十年來大量に輸入し、その後、現在に至って若干の同一の生産物を——とりわけ、低品質の綿製品、安価な陶磁器、評判のマツチヤコウモリガサ、これらのものは、『黄禍』として悪評をたてられているところでは、大きな役割を果たしている——、新技術を利用して自ら製造しはじめた、ということにすぎない。しかし、インド、中国、日本にあてはまったことは——さしあたって——、熱帯の植民地諸国にはあてはまらない。……中央アメリカ、ブラジル、ペルー等々で、アフリカで、（熱帯地域に属するかぎりでの）オーストラリアで、工業 Industrie は、一体どこに存在するのであろうか？ 個々の、全くわずかな工業が、あちこちで保護関税によって骨折って育成されているが、大部分は憐れむべき結果に終わっている。これらの自然資源に恵まれた国々は、労働力と資本が乏しければ、新技術や西ヨーロッパの機械を輸入し、職工長を招聘する可能性があっても、思慮深く原料国にとどまるだろう。東アジアの工業は更に進歩するかもしれないが、資本と労働が乏しい植民地国家では、人口と福祉が一定水準に達した後は、例えばこうした条件が満たされたときに合衆国の東部で工業が繁栄したように、工業が盛んになるかもしれない。だがそこで營

まれる具体的な工業は、西ヨーロッパのそれと同じものであろうか？ しかもこの『工業』は、西ヨーロッパからの輸入が本質的に減少するほど大規模に営まれるのであろうか？ 両方ともその可能性は皆無である。……温帯国は、特定の農業的原料の生産にとって熱帯国よりも有利な条件をもっており、逆に熱帯国も特定の生産では有利な条件をもっている。原料の生産条件のこうした相違は、熱帯の「工業」と温帯のそれとの相違を保証している。……聰明な政府は、国民的労働をタバコ、バナラ等々に向けることを好むであろうし、シャツやテーブルクロスを西ヨーロッパあるいはアメリカから輸入させるであろう。しかも、熱帯の住民が有利に生産できる農業的・鉱業的原料ですら、彼らは決して自ら加工することはないだろう。……極度に湿潤な地方だけが工業に不適であるだけではない。雨期と乾期が交互にやってくる場所ではどこでも、新しい技術やそれを使って営まれる工業は不利な運命のもとにおかれている。……気温が一定点を超えるところではどこでも、人間は工場労働 *Fabrikarbeit* から遮断されているのである⁽³³⁾。」

このように、ディーチュルは、東アジアを別として、究極のところ、気候的・風土的理由から、「熱帯国」の「工業化」の不可能性を説いたのである。それは、オルデンベルグやポーレと反対に、「工業化」の可能性を「温帯国」に限定したリストの命題を承認するものであった。まさしくこれが、*Kosmopolitisch* な分業体制の存続を支える決定的要因に他ならない。「工業国」体制にとっての原料・食糧供給についての「樂觀論」は、一般的には、「今まではほとんど利用されてこなかったもつと尨大な地上の面積——シベリアだけでも考えてみれば——が耕作可能である⁽³⁴⁾」(アルント)、「実際、我国に今まで穀物を輸出していた国々は、労働力不足のために、土地の大部分が未だほとんど耕作されていないか、不十分にしか耕作されておらず、それらの国々の人口が更に増加しても、輸向余剰を期待することが可能である。だがそれ以上に、その他の穀物輸出を期待できる国々も、ようやく耕作が開始されはじめたばかり

である」(フレンターノ)⁽³⁵⁾、というような、当面の食糧供給に関する「楽観論」を基底としていたが、ディーチェルのように、結局のところ、風土的・自然的理由から国際分業体制が崩壊することはありえない、という確信にも根拠をおいていたのである。

さて、このような「自由貿易」的な国際分業論は、当然のことながら、「歴史派経済学」の父であるF・リストの名著『経済学の国民的体系』をどのように解釈するのか、という局面においても、「工業国」体制批判者達と自ら異った見解を生み出さずにはおかなかった。というのは、ポレーが指摘したように、彼らの「国内市場」政策と農業保護主義の発想は、「農・工・商業の調和と均衡」こそが「国民経済自立」の基礎である、とするリストの命題に由来するものであったからである。彼らがリストの『体系』をどのように読みこんだかは不明であるが、少なくとも彼らは、「農・工・商業の調和と均衡」という「国民経済自立」の政策思想が、保護主義の潮流として現われ、リスト自身の予言をも乗り越えて、ヨーロッパ以外の経済的後進国や「熱帯国」にも波及して、農・工間の国際分業体制自体が崩壊しつつある、という現状認識に立っていた。現実のこううした「工業化」のうねりが、はたしてリストの意味での「国民的生産力」の展開を志向するものなのかどうか。こうした観点はもちろん彼らには存在していなかった。だが彼らの、後進諸国が「経済的主体」となりつつある、という認識は、それまでの「自由貿易的ドグマ」に疑問を投げかけ、後進諸国の「工業化」という問題を学的関心の対象とせしめたように思われる。

では、「自由貿易主義」者はリストをどのように理解していたのであろうか。その場合、問題はリストの「保護関税」論であった。「リストは、……工業の育成関税が工業製品の消費者にとって犠牲を意味し、国民全体への供給が一時的に……縮小することを完全に認めていた。……しかし、こうした犠牲の負担が正当化されるのは、ただ、この

犠牲が現実、(将来の)利益の見込みをもつとき、関税保護によって、実際に高い生産力に向かつて国民的工業部門の育成が達成されうるとき、生産力の上昇と競争力の発展のための自然的条件がその国に存在しているとき、つまり、ただ生産諸力の訓育だけが欠如しているときにすぎない。しかし、国民全体が輸入関税によって負わされるこの犠牲は、もしこのような育成が問題とならず、外国の競争の優位が自然的状態に基づいていて、立法の干渉によって、そのことに何の変化もない場合、したがって関税が自然的理由から、外国よりも高価にしか生産できない生産部門の維持と拡大に役立つだけの場合には、正当化されえないのである。それ故リストは、工業保護関税だけを要求し、農業生産物の保護関税を無条件に非難した。……もしこうした点を考慮すれば、リストの理論は、しばしばいわれているように、自由貿易学説に厳密に対立するものではない。それはむしろ、自由貿易学説の注目すべき継承である。⁽³⁶⁾」(ヘルフェリッヒ)「アメリカのハミルトン、フランスのシャプタル、ドイツのリストは、その生産物が、費消されたコストを上回る最大限の余剰を生み出す生産部門に、できるだけ速かに転換するために、ただ歴史的理由から——資本不足あるいは労働の熟練の不足のために——他国の生産に後れをとっている自国の工業部門に、外国との競争力を与えようとして、一時的に保護関税を要求した。⁽³⁷⁾」(ブレンターノ)

ここにみられるように、リストは、国民的労働の生産性が最大限に発揮される工業部門への転換を、国際分業の観点からむしろ推進した、「一時的」経過的な「保護主義者」としてのみ理解されていた。

ところで、『国民的体系』において、リストは、祖国ドイツの政策的到達目標を「正常国民」normalmäßige Nation⁽³⁸⁾におき、その「唯一の構造的基礎をなすべきもの」こそ「生産諸力の均衡または調和」に他ならなかった。その場合、リストにあっては、第一に、東部ドイツの農業部門を中心として、外国貿易をつうじてイギリス国民経済の経

済循環に組み込まれていたドイツ国民経済において、「近代的工業力」の保護育成こそが急務であったこと、第二に、「生産諸力の調和と均衡」という概念は、『国民的体系』においては、農工人口が一对一の比率で存在する自給的均衡状態を想定しており、この論理の欠陥は、後に「土地整理」を起点とする国家的規模での「中産農民」の創設を構想する『農地制度』において修正されること、第三に、したがって『国民的体系』においては、「正常国民」にあつては、資本と人口の過剰の結果として、熱帯植民地を領有する「輸出工業国」＝「帝国国民」という最高段階が提示され、「万国連合」による「自由貿易」の実現が掲げられるのに対して、後年には、『農地制度』の認識に基づき、「東南方」への土地の「組織的植民」を構想することによって、農・工・商業の「生産諸力の均衡または調和」という思想が、「近代的工業力」の育成から農業中心主義へ重点を移しつつ、ドイツの「準帝国」建設に再現されること、これらの点が、我国の研究史ではつとに指摘されてきている。⁽³⁹⁾

こうした研究史の成果からみれば、「自由貿易主義」のリスト解釈は、当然のこととはいえ、「正常国民」から「帝国国民」への発展を貫く「近代的工業力」の育成論者の側面のみ注目するものであり、しかも、リストが終生抱いた「生産諸力の均衡または調和」という観念は、彼らには失われていたのである。だが他方、リストの生涯を貫く「全体系」を上述の如く把握するならば、オルデンベルグ等の「農・工・商の調和」に基づく「国内市場」政策も、晩年のリストがそうであったように、「農・工・商の調和」を維持するための土地の「組織的植民」構想の危険を内包することになる。ワグナーの「人口抑制政策」の提言は、そのことを見抜いていたのであったが、明らかにオルデンベルグの場合は、「土地の組織的植民」が「外国の領土」にまで拡大されることが示唆されていた。

四、「工業国」の農業政策

さて、「自由貿易」的観点から、ドイツの「工業国」的發展を擁護し、穀物保護関税の引き上げを厳しく批判するとしても、このことは、もちろん、ドイツ農業一般を否定するものではなかった。「工業国」論者が穀物関税引き上げに反対する場合、一九世紀末の「農業恐慌」に対する「積極的」農業政策として強調されたのは、すでに指摘しておいたように、世界市場において競争力を喪失した穀物生産経営の牧畜経営への転換であった。こうした政策を最も総括的に提示したのは、一九〇一年の社会政策学会の討議で、第一報告者として登場したロットツである。

彼はまず、「工業国」をめぐる論争において、プレントナー、ヘルフェリッヒ、ディーチュエル等をとった「極めて注目すべき立場に同調しつつ、穀物関税引き上げが、カプリヴィ通商政策以来の、低穀物価→輸出競争力強化の路線に背くもの、と批判する。そして、「決定的な経済問題は、現在のドイツにおいて、農業関税引き上げがなければ、ドイツ農業は没落しなければならないのかどうか、また、引き上げられた農業関税は維持できるのかどうか、現在の自ら労働する農業者の長期的奨励のためにそれが可能であり、適正なものなのかどうか」と述べ、穀物関税を含む農業保護関税政策がドイツ農業の利害に合致する、という認識に疑問を提出した。ロットツの立論の根柢は、ドイツの「工業国的发展とともに、工業人口が農業人口を凌駕するにつれて、ドイツ農業自体も「圧倒的な工業的发展に適應」しつつあり、しかもこのことが、農業経営収入の重心が「穀作収入から別の収入源」へと移動しつつある、という事態の中に看取される、という事実にあった。彼は、ドイツ農業評議会の収入調査を引用して、穀作収入が農業経営にとって最大の役割を果たしている地域は、とりわけ、東エルベのプロイセンとメクレンブルグの大土地所有地域、次い

で特に穀作に適した土壌を若干の小領邦地域にすぎず、評議会の調査したドイツ全体に及ぶ一五二四経営の、総収入に占める穀作収入は平均二六・四%であったこと、穀作収入の総収入に占める割合が平均以下のところ、例えば、オルデンブルグ、ヴェルテンベルグ、シュレスヴィツヒ・ホルシュタイン等々においては、家畜飼養・畜産物からの収入が五〇——六〇%を占めていること、を指摘している。これは、「工業国」的發展が、ドイツ農業の需要供給構造の変化をもたらした結果なのであり、「穀作の駆逐ではなく、工業国的發展によって生じたところの、食肉、ミルク、バターに対する支払い能力ある需要の絶えざる増加、という理由のために、家畜及び畜産物が穀物販売よりも多い収入をもたらした」、という結果をもたらすものであった。したがって、穀物関税の引き上げによる穀価の上昇は、食肉・畜産物に対する大衆の購買力の低下として現われ、このことは、経営規模からみれば、大経営よりも、このような農産物の収入比率が高い農民的経営にとって打撃となるだろう。ロツツは、このように、穀物関税引き上げが、輸出工業の競争力を低下せしめるだけでなく、ドイツ農業自身にとっても危険な企てであることを強調する。

ところでロツツが、「工業国」的發展に適応した農業経営のモデルとして挙げているのは、イギリス型の牧畜大経営と「ニードーライン・ベルギー型」の農民経営であった。「工業が盛んな地域における農業のもう一つの可能な発展形態は、ベルギーの最も人口稠密な工業地帯でみられるものであり、そうした發展の端初形態は、ラインラント、さらにはエルザス、バーデン、プファルツ等々に存在している。このタイプは、土地所有経営としても、借地経営としても成立する圧倒的な小経営である。ここでは商業作物以外に、畜産物の販売が……販売向穀物の栽培よりもはるかに大きな役割を占めている。全く小さな経営の一部は、……工業労働者の手中にあり、それは自分の家族に食糧を供給している。その他の、販売のために生産する中小の純粹な農業経営は、まさしく穀価を人為的に釣上げるのでは

なく、この人口稠密な地域の輸出工業に依存して、都市の住民に、ミルク、食肉、果物、野菜、家禽等々を、十分利益のあがる価格で供給し、繁栄している。」

こうしてロットは、ドイツの「工業国」的發展に適應した農業の需要に供給構造を確立するために、穀作から家畜・畜産物生産への転換を奨励し、そのための前提条件として、一、東部ドイツの騎士領農場が支配的な地域では、負債地主から土地を買い上げ、経営資本不足によって自己の農場の拡大ができない経営的農場主に貸付けること、二、中農政策としては、転換のための奨励金を与えること、こうした「積極的な農業政策」を提案している。⁽⁴⁰⁾

こうしたロットの「積極的な農業政策」は、前述したブレントナーやシュルツェ・ゲヴァーニッツの認識、つまり、ドイツの「工業国」的發展に対応した農業の需要に供給構造の確立、という視点を継承し、農業保護関税によらない「農業政策」として具体化したものであった。この点では、ドイツ農業の保護をもつばら穀作の観点からのみ問題とするオルデンベルグ等の「農業保護」政策にみられた視野の狭隘さを衝くものであった。しかしながら、ロット等の「工業国」型農業構造の購買力の起点が、「輸出工業」の發展に依存していることを看過すべきではないだろう。この議論を進めていけば、「輸出工業」の發展こそが最大の「農業保護」政策に他ならない、という主張が出てくるのは当然であろう。事実、シェフレは、大土地所有の地代の人為的釣上げをもたらず穀物関税の引上げは、穀物・飼料を市場から購入する農民的畜産業に損害をもたらすだけであって、農民経営にとつての「保護」は、工業と都市の畜産物への購買力を減少させようとする動きを阻止する以外にはない、と断言している。⁽⁴¹⁾

後に、ケーアが、「結集政策」とドイツ農業の「選択」について、次のように述べたとき、そこには、ブレントナーノヤロットのような、「工業国」的農業構造に対する共通の認識がみられた。「保護関税のための主農派の闘争は、

ドイツの国民を戦時のために強化する、という志向によって導かれたのではなく、国民的防衛力を犠牲にして、騎士農場の価格を、収益性の限界以上に釣り上げ、こういうやり方で、裕福になった都市のブルジョアジーの危険な社会的競争を克服しようとする意志によって導かれていた。穀物関税を擁する結集政策は、戦時のドイツの食糧の確保よりも、むしろ、畜産の発展の妨害を目的としていた。というのは、畜産は、農村定住の農業労働者層の形成および生活力ある小土地所有の育成の、経営技術上の基礎だったからである。世紀転換期のドイツ農業政策は、農業の没落か穀物関税の導入か、という決断の前に立っていたのではなく、国内における必要な穀物の生産と食肉の輸入か、国内における食肉の生産と穀物の輸入か、という決断の前に立っていた。⁽⁴²⁾ ケーアが、世紀転換期のドイツ農業の「選択」をこのように設定し、「必要な穀物の生産と食肉の輸入」を欲した「結集政策」に、「食肉の生産と穀物の輸入」の可能性を対置したとき、そこには明らかに、ドイツの「工業国」的發展の「樂觀論」と共通する認識が存在していたように思われる。

しかし、こうした「工業国」型農業構造への転換の可能性も、「農業保護関税」の問題なしに成立しえたのかどうか、という疑問が生ずるだろう。というのは、ゲルデスは、一八七〇年代以降の世界市場における農産物価格の低下は、穀物だけに限定されたものではなく、家畜、屠肉、畜産物加工品にも及び、これらの農産物への保護関税は、東エルベのグーツヘルだけでなく、ドイツ農業全般に利益をもたらした、と指摘しているからである。⁽⁴³⁾ さらにハウスホーファーは、次のように述べている。カプリヴィ通商政策の開始と穀物価格の下落は、「ドイツが新コースを継続する場合、イギリスの迫った道を歩まざるをえないこと、すなわち農業を最適立地条件を備えた一部地域に限定し、イギリス型の畜産経済に転換せざるをえないことを予告するもの」であったし、事実この種の提言も行われたのでは

あるが、しかし、「すでにこの転換提言がドイツ農業になされた時点で、交通運輸事情が決定的な進歩をとげ、食糧過剰の調整を空間的にも時間的にも可能にした。」すなわち、「冷凍機の発明にきびすを接して、その冷蔵車、冷蔵船への利用が行われ、その結果畜産物についても、当時の穀物と同じように、ただ輸送費の高さだけが、競争力にとつて決定的なものとなった。」ハウスホーファーは、さらに、一九一四年までのイギリス農業に關するイギリス農商務省の報告を引用して、二十世紀に入り、海外穀物輸出国が自ら畜産化し、進んだ冷蔵技術を用いて畜産物を市場にもたらしたことで、イギリス農業が窮地に陥入ったことを強調している。⁽⁴⁴⁾

もしこのような指摘が的を射たものであるならば、穀物関税撤廃→畜産への転換、という「工業国」イギリスの農業が歩んだ道をそのまま「モデル」とすることはできないだろう。少なくともそれは保護関税を必要とするだろう。「工業国」的發展が食糧供給の低廉化を前提とする、という「穀物」輸入の必要性の根拠は、「畜産物」にも妥当するであろう。「国際分業」の基底にある「経済性」の原理からみれば、「輸出工業」を起点とする国内農業に対する購買力は、必ずしも長期的に維持されるものではなく、もし低廉な畜産物供給が輸入によって可能となるならば、ドイツ農業の基盤はさらに狭隘化せざるをえなくなる。⁽⁴⁵⁾

- (1) 「通商条約協会」については、大津正道「通商条約協会とドイツ帝国主義」、『西洋史研究』新輯第七号参照。
- (2) プレンターノは、「その自由貿易論において、プリンス・スミスのな、素材的相互交換のみを唯一の視点とする世界協同体の理念、流通主義的商業協同体の信奉者」であった。(大河内一男、前掲書、上巻、三四九ページ)
- (3) L. Bentano, *Freihandelsargument*, S. 7—9.
- (4) Karl Helfferich, *Handelspolitik*, Leipzig 1901, S. 8—10.
- (5) Paul Arnt, *Wirtschaftliches Folgen der Entwicklung Deutschlands zum Industriestaat*, Berlin 1899, S. 33—34.

- (9) Heinrich Dietzel, *Weltwirtschaft und Volkswirtschaft*, Dresden 1900, S. 18.
- (7) こうした認識については、毛利健三『自由貿易帝国主義』一九七八年、参照。
- (8) L. Brentano, *Die Schrecken des überwiegenden Industriestats*, Berlin 1901, S. 18—20.
- (6) Dietzel, a. a. O., S. 9—10.
- (10) 「リカードゥによれば、農産物の価格低下は賃金を低下せしめる。しかし賃金の低下は価格の低落の原因になるものではなく、むしろ利潤率を引き上げ資本の蓄積のテンポを早める。そしてそれは、労働者に対して雇傭の機会を増大させるであろう。反対に高率の穀物関税の設定は、地代を高め、地主を制するが、利潤率の低落を通じて資本の蓄積と経済の発展を阻害するだろう。」(内田義彦『経済学史講義』一九六一年、二八七—二八八頁)
- (11) Helfferich, a. a. O., S. 33—34.
- (12) このことは、「自由貿易」による低度な食糧供給と輸出工業の発展こそが、「社会革命の危険を緩和する」という社会政策学会「左派」の「社会改良」構想と表裏一体をなすものであった。「自由貿易の社会政策的影響を正しく認識し、評価すれば、社会政策家は自由貿易主義者でなければならぬ。」「社会改良を欲するものは、『関税改革』をも欲しなければならぬが、しかしそれは、一八七九年、一八八五年、一八八七年のやり方での『関税改革』ではなく、ブレントアノのように、一八九二・九四年の通商条約政策の首尾一貫した継承、つまり自由貿易という最終目標をもつそれ、でなければならぬ。」H. Dietzel, *Sozialpolitik und Handelspolitik*, Berlin 1902, S. 5—6.
- (13) *Die Verhandlungen des Achten Evangelisch-Sozialen Kongresses*, S. 107.
- (14) *Ibid.*, S. 109—110.
- (15) *Ibid.*, S. 112.
- (16) *Ibid.*, S. 111—112.
- (17) G. von Schulze-Gaevernitz, *Handelspolitik und Flotte*, Berlin 1898, Sonderdruck aus der *Wochenschrift, "Nation"*, XV Jahrgang, 1898.
- (18) *Ibid.*, S. 6—8.
- (19) *Ibid.*, S. 10.

- (20) Ibid, S. 12.
- (21) Ibid, S. 17.
- (22) Brentano, a. a. O., S. 35.
- (23) Arndt, a. a. O., S. 24, 33.
- (24) Helfferich, a. a. O., S. 201—202, 203.
- (25) Arndt, a. a. O., 35—36.
- (26) Helfferich, a. a. O., S. 204.
- (27) 「ヘルム川以東の農業労働者諸事情」から「取引所」論を経て、「古代文化没落」論に至る初期ヴェーバーの資本主義成立過程把握の分析視角を検討された住谷一彦氏は、ヴェーバーは、事実認識については鋭い理解を示しつつも、方法論においては、歴史学派的な資本主義成立史論の立場を充分克服できず、基本的には、自然経済→貨幣経済の発達をもって産業資本の形成を説明する立場からさほど脱し得ていない、と結論されている。(住谷一彦『リストとヴェーバー』、一九六九年、「Ⅳ、初期ヴェーバーの資本主義成立史論」二四〇ページ。)だがオルデンベルグやブレンターノのように、こうした「段階」理論を「世界経済」にまで適用する視角は、ヴェーバーにはなかったように思われる。後述するように、この段階のヴェーバーは、「後進国」や「熱帯国」の問題を、「権力的価値関心」の観点から問題とする態度を前面に出している。
- (28) Dietzel, *Weltwirtschaft und Volkswirtschaft*, S. 49.
- (29) Ibid, S. 61—62.
- (30) Ibid, S. 75.
- (31) Ibid, S. 94.
- (32) Ibid, S. 62—63.
- (33) Ibid, S. 83—85.
- (34) Arndt, a. a. O., S. 51.
- (35) Brentano, a. a. O., S. 82.
- (36) Helfferich, a. a. O., S. 74—75.

- (37) Brentano, *Das Freihandelsargument*, S. 26.
- (38) 小林昇「フリードリッヒ・リスト——その生涯の学説」(『小林昇経済学史著作集』Ⅶ、一九七八年、所収)、五九ページ。
- (39) 以上の点については、小林昇「リストの生産力論」(前掲書、九一——二七四ページ)に全面的に負っている。
- (40) *Verhandlungen des Vereins*, S. 121—152.
- (41) A. E. F. Schäffle, *Ein Votum gegen den Neuesten Zolltarifentwurf*, Tübingen 1901, S. 57—58.
- (42) Kehr, a. a. O., S. 267.
- (43) ゲルデス、前掲書、一五五—一五六ページ。
- (44) ハインツ・ハウスホーフアー、三好正喜・祖田修訳『近代ドイツ農業史』一九七三年、二一九ページ。
- カウツキーもまたこう述べている。「若し樂觀的な経済学者が、穀物生産から肉類、ミルク、果物その他の生産に移ることは、ヨーロッパの農業を海外の競争から衛するものである、と信するならば、それは彼らの誤りである。技術的革新と資本蓄積とは、不断に進行する。そしてその結果、運輸手段の改善と低廉化、運輸の敏速、保蔵方法の完成が進む。しかしながら、このことは、海外競争が一步一步、追いつめられたヨーロッパ農業の逃れ場を求めている領域にも侵入して来ることに外ならない。」それは、海外諸国の「競争が従来主として大経営の領域を襲ったとすれば、それは次には農業的小経営が優勢である領域にも侵入する」ことを意味する。(カウツキー、前掲邦訳、下巻、四四—四五、四九ページ)。
- なお、穀物関税引き上げ反対論者の中で、例外的に、畜産物や家畜に対する関税保護の必要性を認めていたのは、J・コンラッドである。彼は、ロットと同じように、農業経営の総収入に占める穀作収入の低下傾向の中で、「牧畜は低い穀物価格のときでも、農業を支えるための、もう一つの支柱を成す」ことを積極的に認め、「穀物関税はこうした自然的過程をおしとどめ、畜産物あるいは家畜の関税はそれを促進するにちがいない。したがって後者は、穀物関税よりもはるかに時代に適っているやうに思われる」と述べている。J. Conrad, *Die Stellung der landwirtschaftlichen Zölle in der 1903 zu schließenden Handelsverträgen Deutschlands*, in: *Schriften des Vereins Socialpolitik*, Bd. 90, S. 154.
- (45) こゝでは触れなかつたが、F・ナウマン、A・ヴォーナーに引くのは、Friedrich Naumann, *Neu-deutsche Wirtschaftspolitik*, Berlin: Schöneberg 1911, *Verhandlungen des Vereins*, S. 283—286., S. 290—294. H・マンナーに引くのは、Hjalmar Schacht, *Inhalt und Kritik des Zolltarifentwurfs vom Standpunkt der deutschen Industrie*, *Jahrbuch*

für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, 26. Jahrg. 1902. を参照。ナウマンの場合には、ブレンターノ的な「自由貿易」と「社会改良」の視点が圧倒的であったが、A・ヴェーバーは、「工業立国」政策の必要性を、工業原料の乏を外国からの供給に依存しているドイツは、「労働価値」を多く含む「完成品工業」の発展以外には採るべき道を持たない、とする「工業発展の立地法則」の観点から強調していた。また、シャハトも、一九〇二年の関税法案を詳細に分析して、この法案が農業大経営とともに工業の原料・半製品部門を優遇し、「数百万のドイツ労働者に労働を創出」すべき「完成品工業」の発展を阻害するもの、と批判している。

なお、この段階でのナウマンについては、中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』、一九七二年、第二章参照。

五 「工業国」と帝国主義政策——結びにかえて

以上の如く、「工業国」体制の「楽観論」の基調は、ブレンターノやディーチェルの所説に代表されるように、先進「工業国」及び先進「工業国」と後進「工業国」間の工・工分業、「温帯国」と「熱帯国」の農・工分業、という二系列の「国際分業」が「比較生産費説」という「経済性」の原理をつうじて自ら形成される、という「自由貿易」への素朴な確信に根ざしていた。だが、そもそもイギリス自由貿易主義の思想と運動が、「ほかならぬ『レッセ・フェール』原理を他国に強要する国家権力の作動という本質的契機」を内包していた、⁽¹⁾ということを想起するならば、基本的には農・工の国際分業体制の上に立脚するドイツの「工業国」的發展を擁護する立場から、政策レベルにおいて、「世界政策」ないし「権力政策」が提起されるのは当然であった、といえよう。まして、「世界の工場」であったイギリスの卓越した工業力の上に成立していた「イギリスの平和」が崩壊し、「過剰資本」の「輸出」が歴史の日程にのぼって、植民地の「再分割闘争」の時代が幕を開けようとする段階において、単に「自由貿易」の原則を主張

するだけの「工業立国」論には、世界史の現実に対するリアルな認識が欠如していた、といわねばならないだろう。オルデンベルグ等の「農・工立国」論は、こうした現実を、先進「工業国」体制に組み込まれていた「農業国」ないし「原料国」が「経済的主体」として現われつつあり、農・工間の国際分業体制は長期的に存続しえない、という危機意識の形で把えていたのである。したがって、彼らが、後進諸国の「工業化」の決定的メルクマール、と考えていた生産財部門工業製品の輸出や資本の輸出をつうじて支払われる原料・食糧輸入、は、逆に、「工業国」体制からみれば、国家権力の発動によって確保さるべき死活問題となるだろう。このような国際間の商品及び資本の移動は、現実には、諸列強間の熾烈な競争をつうじて行われ、ドイツの「工業国」的發展は、実際には、「経済性」の原理ではなく、「国家権力」の作用をつうじての、「経済的客体」としての「農業国」、「原料国」の強力的確保を必要としていた。

ところで前章において指摘したように、オルデンベルグの問題提起に対し、ヴェーバーとシュルツェッゲヴァーニッツは、ドイツ輸出工業の「最大の顧客」はイギリスである、と反論して、「工業国」的發展の「樂觀論」に自らを位置づけていたのであるが、他方で彼らは、このような輸出工業の拡大が手放して賛美できない、という点では、オルデンベルグと共通の危機意識に立っていた。ヴェーバーは次のように述べている。「私はオルデンベルグ氏とともに、国内人口の営利機会の一部が、輸出によって与えられる販売機会に移行する割合が増すことは、経済的にみて、その国民の肩にかかる危険が大きくなる、と考える者である。だがその危険は、過去のすべての偉大な貿易・工業諸民族が、過去の偉大な国民が、その偉大な時代に、自己の肩に引き受けたのと同じものである。」⁽²⁾

ヴェーバーは、「輸出工業の拡大」がもつ危険を一般論として指摘しつつも、こうした危険を引き受ける必要性を

「国民」の「偉大さ」から導き出していた。だが、シュルツェンゲヴァーニッツは、この「危険」について、一層具體的に、「最近の通商条約の成功にもかかわらず、私はこうした点で流布してゐる樂觀主義に、完全に与することはできない」³⁾、と述べ、ドイツの「工業国」的發展が必ずしも「樂觀」視できない所以を、次のように指摘している。すなわち、第一に、ドイツの「工業国」的發展の前提条件である穀物関税の引き下げは、世界市場における穀物価格の動向に左右されるが、世界市場価格を規定する主要穀物輸出国のこれ以上の供給増は、生産費の増加を伴つてのみ可能であり、将来、世界市場価格のこれ以上の低落は期待しえないこと。第二に、通商条約政策の展望についてみれば、ドイツ国民経済にとってその基礎となるべき「中部ヨーロッパ関税同盟」の結成は、八〇年代のドイツの穀物関税引き上げによって挫折し、近い将来の実現は不可能であるのみならず、ドイツの目標である「ヨーロッパ関税同盟」も、フランスの植民地領有の拡大と母国・植民地間の通商政策的一体化の進行によって、その困難は増大していること。第三に、ドイツにとって、旧ヨーロッパとの交易に比べて、海外貿易 *Seehandel* の意義が高まっているが、その場合、海外諸地域の植民地への編入ないしヨーロッパ諸国の共同管理をつうじて、「北による南の組織化」が展開しており、こうした世界の「後進的部分」との通商関係締結のためには、海軍力を中心とする政治的権力手段の行使が焦眉の急となつてゐること。第四に、アメリカとロシアに代表されるような、「地上のほぼすべての生産物とその領域内で供給し、対外的に可能なかぎり自立し、その構成部分をますます緊密に結合しようとする第三の経済的大領域」が出現しているのみならず、イギリスにおいても、「帝国関税同盟」のような、保護主義的潮流が強まっていること。以上である。こうして彼は、ドイツの「工業国」的發展と通商条約体制存続の成否が、「北による南の組織化」に参画し、中南米に投下された資本の權益を確保し、イギリスの理性的・平和的部分を強化して対独攻撃を不可

能にさせる（「イギリス市場の確保」）、こうした目的に役立ちちうる強力な「海軍力」（「艦隊政策」）と、ロシアの南下政策を制肘する強力な陸軍力、という権力政策の展開にかかっていることに注意を喚起している。⁽⁴⁾

彼らにとって、就中、ヴェーバーにとって、国家の経済政策を決定する究極的要因は、「権力的価値関心」なのであって、ドイツの「工業立国」政策は、好むと好まざるとにかかわらず、こうした「権力的価値関心」から必然的に導出される「国策」以外の何物でもなかった。⁽⁵⁾ 彼らにとって、経済的後進国あるいは「熱帯国」が「工業化」しうるのかどうか、その場合、国際分業体制は存続しうるのかどうか、あるいは「工業国」的發展が可能かどうか、という問題は、国家の経済政策のレベルでは問題となりえなかった。オルデンベルグの「国内市場」政策は、ヴェーバーにとって、「権力的価値関心」とは対蹠的な「農村的理想」⁽⁶⁾ に他ならなかったのである。

このような、ブレンターノやディーチェルの「自由貿易」的確信からではなく、軍事力を背景とする硬軟両様の、いわば「自由貿易帝国主義」的政策による輸出市場と原料・食糧供給地確保の認識は、もちろんヴェーバーとシュルツェンゲヴァーニッツに限られていたわけではない。例えば、H・フリーバーはドイツの人口増加と食糧供給の問題はもはや国内での解決を不可能としていること、「過剰人口」の危険は工業化の進展によってのみ解決されうること、しかもこの「工業国」的發展は、食糧・原料供給と輸出市場の点で、「世界経済」的関連なしに考えられない、と指摘し、「今日、問題なのは、もはや単なる工業国でもないし、世界市場との関わり、あるいは近隣諸国に対する関税でもなく、大規模な貿易・海運政策であり、世界に拡張する強国としての、植民地強国としての、国際的債権国としての、地位の獲得と主張なのである」、と述べていた。⁽⁷⁾ ドイツのこのような、大陸の Landmacht から Seemacht への發展は、「工業国」的發展の不可避的随伴現象であったが、しかしこのことは、フリーバーにとって、直ちに、「ヨ

ヨーロッパの均衡を攪乱する植民地の征服」や、諸国民の経済的利益は両立不可能である、とする「重商主義的植民政策」を意味するものではなかった。むしろ、「現代の植民政策」は、「銀・香料等々を受け取るのではなく、貨幣を、すなわち生産的資本を植民地に与える」ことをその特質としており、植民地における生産的投資活動、すなわち、鉱物資源の採掘、道路・鉄道建設、水利・農業基盤整備などの私的・公的な資本投下と発動機・作業機を中心とする生産財の輸出——彼は資本輸出と生産財輸出を消費財輸出と対比して Grobexport と併せ呼んでいる——は、母国にとって「購買力の高揚」を意味するのである。⁽⁸⁾ こうした植民地政策の典型は、「ロンドンの豊富な資金供給によって支えられ」たイギリス帝国であった。イギリスの植民地政策は「大資本およびロンドンの金融資本家と結びついていたが、その唯一の目的は、影響力、権力、販売を獲得し、工業国から『債務国』をつくり出すことであった。旧来のイギリス世界帝国の植民地は、工業にとって、相続された販売地域として役立っていた。ここ数十年来、大規模な教化活動と Grobexport が行われ、このことは、旧来の植民地に加えて、同じように大きな販売地域、すなわち一種の商業的属州を、イギリス王国に属していない諸国家の中で次第に創出していった。」⁽⁹⁾ ここには、「工業国」的發展が、単なる「輸出工業」の發展ではなく、「資本輸出」とこの資本を起点とする生産財への購買力に依存する体制であることが明瞭に語られている。ドイツの「工業国」的發展に欠けているのは、このような「購買力」である、とフーバーはいう。彼は、ドイツ資本の多額の対外投資がイギリスのコントロールの下におかれていること、しかも、それが国家や大都市への「貸付」に限定されていること、を指摘し、「ロンドンのような」資金調達機構を創出することによって、「強力な艦隊」を背景とした、「Grobexport の正しい組織化」のための「目的意識的協働」を促進すること、を訴えている。

さらに、P・フォイクトもまた、ドイツの「工業国」への発展の結果、ドイツの食糧輸入が決定的に増加したこと、ドイツの全工業人口のほぼ $\frac{2}{3}$ が外国の原料輸入に依存していること、農業においても飼料・肥料の大量輸入が必要であること、これらを統計的に示しつつ、国際收支の均衡がますます資本收支の黒字に依存してきていること、を強調し、「外国における我国の資本の利益の軍事的保護——それは当然強力な艦隊によってのみ遂行される——は、単に当該資本家・商人にとってばかりでなく、全体としてのドイツ国民経済、とりわけ工業労働者層にとっても、非常に重大な意義をもつ」と述べている。⁽¹⁰⁾ オルデンベルグの「国民的自己制限政策」は、「ドイツ民族の約半だけが外国の食糧で生きている」という「過小評価」に基づいており、実際は、「ドイツ農業の不足はすでに需要の半に達したこと、ドイツの外国への依存は、はるかに大きく、多面的で食糧だけに限定されないこと」、を考慮すれば、「オルデンベルグが理想として念頭に浮かべている人間存在の一定のつまみさ、農村的な単純な文化、を耐え忍ぼうとしても、今やそれは、すでに不可能となっている」のである。⁽¹¹⁾ だが他方で、フォイクトがフーバーと異っていたのは、オルデンベルグに対するアンヴィバレントな評価である。すなわち彼は、上述のようにオルデンベルグを厳しく批判して、「工業国」的發展と軍事力の結合を主張しているのがあったが、その反面、「オルデンベルグは輸出工業主義の一層の發展がもたらす危険を非常に正しく整理した」と述べて、「外国への従属の程度を小さくするために、我国の農業の総收穫を増加させることは、たしかに望ましい」と指摘して、オルデンベルグの「国内市場」政策にも一定の正当性があることを承認していた。つまり、「輸出工業を創出し、さらに拡大しようとすることは、狂乱した無思慮な利潤欲の結果ではなく、世界史にかつてみられなかった人口増加の必然性の故にであったが、こうした「工業国」的發展はもはや逆転することはできないにもかかわらず、それは同時に「外国への従属」を増大させる、というオ

ルデンベルグの指摘にフォイクトは共感していた。⁽¹²⁾この点は重要である。というのは、「世界史にかつてみられなかった人口増加」と「工業国」的發展を前提とする「植民地」政策は、「農業国」として、「農業国」として、「原料国」を形成したりするものだけでなく、まさしく、ドイツ農業の基盤そのものを拡大するための、「農業植民地」政策としても提起されうることを示唆しているからである。フォイクト自身は明言していないが、G・シュモラーの次の演説は、この点を明確し示しているだろう。

「今日、中心的問題は、人口数の問題であり、その将来の増加と食糧その他の供給を制限することなく改善する可能性の問題である。」「ドイツの人口増加が、今後百年の間に、一億から一億五千万人になる、ということは空想的なことでも好ましくないものでもない。もし我々が、偉大な、強力な民族たらんと欲すれば、そうなるであろうし、そうなるべきであり、そうなるにちがいない。しかもそれは祖国だけに收容することはできない。我々は外に向かつて、過剰人口を收容する農業植民地と開墾地をもたねばならない。」「たしかに我國の農業は、現在よりもなお相当の収穫増を達成することは可能である。それは技術的・経済的にかなり進歩しうる。……だが我々は、この進歩を過大に評価してはならない。……適度な収穫の増加が生じうるとしても、生産的価格は著しく上昇するだろう。我々が人為的手段によって、例えば高関税によって収穫増を達成すれば、国内の激烈な社会的闘争が起こる。かなりの価格上昇は、消費者の大衆にとって物価の高騰をもたらし、場合によっては生計の悪化、世界市場におけるドイツの競争力を脅かすこと、を意味する。……さらに人口の稠密化、という意味での東部の植民は、風土と土壤からみて、一定の限界がある。」「我々は、現在一五〇〇万トンの穀物を生産し、二〇〇〇万トンの穀物を必要としており、およそ五〇

○万トンを輸入している。人口が二倍になれば、四〇〇〇万トン必要である。収穫が二〇〇〇万トンに、いやそれ以上二五〇〇・三〇〇〇万トンに増加したとしても、……依然我国は外国からの輸入にかなり依存せざるをえないだろう。すなわち、我国の農業の進歩をどうひいき目にみたとしても、我々は外国からの食糧輸入を必要とする民族なのである。」近年のドイツ工業の躍進は、工業製品の輸出増大よりもむしろ国内消費の拡大に基づいている。しかしこれは両方とも、最近になって限界に達した。しかしそれでも、我国の人口が稠密になればなるほど、食糧、原料、植民地産品の輸入の支払いをするために、ますます輸出を拡大しなければならぬ。こうした事態は、それが拡大すればするほど危険である、ということをおルデンベルグは最近、正当にも指摘した。たしかに彼は将来を極端に暗く描いたけれども、……しかしながらその危険は、国家が自己の植民地を領有し、強力な海軍力を保持し、輸出入を強力な艦隊で護衛することができるにつれて、減少していく。「護衛された海上貿易と植民地領有がより確実な道である、ということをお認めたとしても、なおしばらくの間はこのような保護がなくとも繁栄できる、という選択の可能性は存在する。しかしそれは、やがて大きな困難に突きあたるだろう。我国が一面的な工業的発展を辿れば、輸出は脅かされ、やがて外国への大量の移民かあるいは国内の過剰人口、その結果として賃金の圧迫、大衆のプロレタリア化、が生ずるであろう。」「我々は、工業国になることも、植民国家になることも、イギリスのような海軍国になることも欲していない。我々は、大陸国家・陸軍国にとどまろうとしており、イギリスのように農業を放棄しようとはしない。しかし我々は、貿易と工業を、我々が生存することが可能となり、増大する人口を扶養することができるように、拡大しようと望んでいる。我々は、我国の植民地を防衛し、どこか別の所にドイツの農業植民地を獲得することを望んでいるのである。」⁽¹³⁾

シュモラーもまた、ヴェーバーやシュルツェ、ゲヴァーニッツと同じように、国家の経済政策を「権力的価値関心から導き出すことにおいて劣るものではなかった。しかしながら、シュモラーにとって、彼らが主張する「ブルジョアの利害の貫徹」¹⁴「工業国」的發展は、かつてのイギリスのように確実なものではなかった。その理由はオルデンベルグと同一である。こうしてシュモラーは、「工業国」的發展と農業保護を結びつけることができた。それは晩年のリストの構想の復活であり、ヴェーバーやゲヴァーニッツとは異った方向へのドイツ帝国主義の膨張を体现するものであった。

以上の如く、我々は、「結集政策」の提起をつうじて、一八九七—一九〇二年のドイツの学会を席卷した「工業国」論争を可能なかぎり追跡した¹⁴。これまでの論述から明らかのように、この政策論争は、直接的には「農業保護関税」をめぐる諸階級・諸階層の利害対立を背景としていたとはいえ、ドイツの「工業国」的發展がはたして可能かどうか、というドイツ国民経済の根本的な経済政策路線の再検討を中心課題としていた。端的にいえば、オルデンベルグ、ワグナー、ポールの問題提起は、ドイツの「工業国」的發展が前提とする国際分業体制それ自体を原理的に再検討することによって、「農・工・商の調和と均衡」こそが「国民経済」自立の根幹である、というリストの「命題」が、高度に發展した「工業国」体制にも依然その有効性をもつものなのかどうか、ということであった。その場合、「農・工同盟」の再編は、オルデンベルグ等の主張にみられるように、ヨーロッパ・アメリカ以外の経済の後進国や「熱帯国」の「工業化」が、これらの諸国を「経済的客体」から「経済的主体」と転換せしめたことを論拠として、このような「工業化」の伝播が、先進「工業国」にとって「市場の縮小」を意味するもの、と看なし、こうした農・工間の国際分業体制の解体の危機を、農業保護関税引き上げ↓有効需要創出によって、再生産圏の縮小を図りながら

〔「工業国」↓「農業・工業国」——むしろ「工業・農業国」といったほうが適切であるように思われる——〕、乗り越えようとするものであった、といえるだろう。他方、ブレントノー等の「工業国」体制の「楽観論」者は、後進諸国の「工業化」は、国際分業体制の崩壊を意味するのではなく、むしろ工業諸部門間の国際分業の形成が市場を拡大する、という観点を前面に押し出すことによって、「輸出工業の長期的存続不可能」論のもつ一面性を衝いたのであったが、彼らの「自由貿易」的楽観論の基礎には、「熱帯国」の工業不可能論や「比較生産費」説に対する素朴な信念が存在していたのである。だが「工業国」体制の存立根拠を「自由貿易」の経済的効用からのみ説くことはもはやこの段階では不可能であった。というのは、ドイツの「工業国」的發展は、ヴェーバーやシュルツェンゲヴァーニッツが指摘したように、対外的「膨張政策」を現実には不可避としていた、という冷徹な事実だけでなく、ポーレが述べたように、「工業国」において農業部門を、道徳的・国防的な観点からではなく、産業としての農業がもつ工業とは異った特殊性という観点から、私的「経済性」の原理に委ねるべきではない、という「保護主義」も一定の説得力をもっているように思われるからである。そしてまた、ドイツの「工業国」論争にも言及したりヒアルト・シュラー——彼は「保護関税に対する『科学的』論拠を立確した最初の」人物である⁽¹⁵⁾——が、古典学派の「比較生産費説」に対して、比較優位部門に特化するだけでなく、比較劣位産業においても供給の弾力性が大きければ、雇用が増加して、失業全体が減少し、したがって国民所得が増加すること、「工業国」においても、こうした観点から農業保護が成立しうることを、論証したことも⁽¹⁶⁾、「工業国」的發展が必ずしも「自由貿易」原理からのみ演繹されないことを示している。

その意味では、たしかに貿易政策が自由貿易か保護貿易か、という形で争われ、この貿易政策によって経済政策の

根幹が決定された時代はもはや過ぎ去っていた。その限りでは、オルデンベルグ等の「保護主義」政策も一面的であろう。だが彼らの最大の関心が、ドイツの輸出工業の發展が、後進諸国の「低賃金・長労働時間」を基礎とする「輸出工業」によって生じる失業問題を解決できるほど「樂觀」的なかどうか、にあったとするならば、こうした「悲觀論」こそヴェーバーをして対外的膨張を主張せしめた根拠の一つであったように思われる。たしかに彼らの有効需要政策は、ドイツ資本主義の「地帯構造」的特質と独占資本に対する批判的認識が欠如していたため、結局は、ユンカー階級と独占資本にとっての有効需要創出政策として現われざるをえないであろう。それは結果的には、第二帝制の社会構成の再編強化に結びつかざるをえないであろう。だが、こうした彼らの役割から、ケーアやバーキンのように、直ちに、ドイツの「工業国」的發展とはおよそ無縁な、「反工業的經濟学者」という烙印を押すべきではないだろう。むしろ彼らの問題提起は、ドイツの「工業国」的發展が世界經濟のこの段階において直面した問題の所在を示唆しているように思われるのである。だがこれは、同時に、ドイツの「工業国」的發展が単なる「資本輸出」や「艦隊政策」などの対外的「膨張政策」だけではなく、土地の「組織的植民」による「農・工・商」の拡大された再生産圏構想として結実してくるような、帝国主義的「膨張政策」の論拠ともなった、という点を看過すべきではない。オルデンベルグの問題提起に対するシュモラーの対応が鮮やかにそれを示している。そして、オルデンベルグからシュモラーに引き継がれた構想は、三〇年後に再び復活し、現実の力となって、ケーアの所屬していたドイツ社会民主党を解体させたのである。⁽¹⁸⁾

(1) 毛利、前掲書、六二ページ。

(2) *Die Verhandlungen des Achten Evangelisch-Sozialen Kongresses*, S. 107-108. ヴェーバーはまたこのようにも述べ

ている。「ドイツの将来の発展に関する見方には、樂觀論者と悲觀論者が存在する。ところで私は樂觀論者には屬さない。ドイツの避けることができない経済的對外膨張が我々にもたらす大きな危険を私も認識している。しかし私はこの危険を不可避的なもの」と考えている。」Ibid., S. 123.

(3) Schulze-Gaevernitz, a. a. O., S. 18.

(4) Ibid., S. 16—25.

彼の世界市場における穀物供給増加に対する悲觀的觀測の根拠の一つは、ドイツの重要な穀物供給国であるロシアの耕作制度 Feldsystem とその農民の「自然経済的性格」が、輸出増加の障害になつてゐるという認識にあつた。彼のロシア觀については、肥前榮一「シユルツェ・ゲヴァーニッツのロシア社会論」(同「ドイツ経済政策史序説」一九七三年、所収)参照。

なお、フランケによれば、カプリヴィは、「中部ヨーロッパの通商政策的連合の決定的・確信的賛助者」であり、彼の通商条約政策は、「穀物関税引き下げの犠牲による中部ヨーロッパの経済的・政治的強化」を意図するものであつたが、ドイツ国民経済の世界経済との関連が密接かつ多面的になり、食糧・奢侈品・工業用原料の、世界帝国とその植民地・従属国からの購入が増大したため、「中部ヨーロッパ関税同盟」のもつ経済的意義は、その重要性を失つてきた、と指摘している。(もっともフランケは、他方で、フランス・アメリカなどの高度保護関税体制の中で、ドイツの世界権力的地位の強化のために、中部ヨーロッパの政治的・経済的協力の必要が高まつた、とも考えてゐる) Vgl. Ernst Franke, Zollpolitische Einigungsbestrebungen in Mitteleuropa während des letzten Jahrzehnts, in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, Bd. 90, S. 259—260.

(5) ヴェーバー、田中真晴訳、前掲書、三七ページ。

(6) *Die Verhandlungen des Achten Evangelisch-Sozialen Kongresses*, S. 111.

ヴェーバーは、オルデンベルグが指摘した世界人口増加と食糧資源の涸渇の可能性を否定せず、むしろ彼自身もその可能性を示唆している。だがその場合も、ワグナーのように人口抑制案を考えるのではなく、生存のための「闘争の福音」を掲げつた。

(7) F. C. Fuber, *Deutschland als Industriestaat*, Stuttgart 1901, S. 146.

(8) Ibid., S. 150f, S. 175.

- (9) Ibid., S. 181.
- (10) P. Voigt, a. a. O., S. 202.
- (11) Ibid., S. 203—204.
- (12) Ibid., S. 203, 199, 200.
- (13) *Handels- und Machtpolitik*, S. 7, 12, 17, 33.
- シュモラーはこの演説の中では、ドイツの「農業植民地」として、二—三百万人規模のドイツ人の入植が可能なブラジルを挙げている。A. a. O., 35. このシュモラーの要求に言及して、Julius Wolf は、シュモラーに賛成しつつも、アメリカ大陸における「工業国」アメリカの優越的地位を考慮した場合、食糧供給という観点からみれば、中部ヨーロッパの「経済政策的連合」の方が「良策」である、と述べている。Julius Wolf, *Deutsches Reich und der Weltmarkt*, Jena 1901, S. 45—49. しかし、シュモラーがこのことを考慮してはいないわけではなかった。彼は、穀物関税をトンあたり五マルクから三・五マルクに引き下げたカプリヴィの関税政策を、本来の保護関税政策への復帰として評価していた。つまりシュモラーは、穀物関税を引き下げを、ロッツのように自由貿易的観点から歓迎したのではなく、穀物関税引き下げが、「農業利害」を切り捨てるのではなく、「適度な」関税保護に落ち着いたことよって、「中部ヨーロッパ関税同盟」形成の可能性が生じ、この関税同盟がドイツの「穀倉地」を確保せしめる、と考えていた。シュモラーのこの構想は、食糧供給を「帝国関税同盟」によって確保しようとするチェンバレンの政策、「穀倉地」としてアルジェリアを有するフランスの対外政策との対抗策として提出されているが、その場合「中部ヨーロッパ関税同盟」に、ハンガリー、ルーマニアのみならず、バルカン半島も含めることで、「東方」世界をドイツ国民経済の再生産圏に組み込もうとするものであった。シュモラーは、こうした関税同盟の如き「同盟政策」は「政治的征服」と同義である、と強調してゐた。Vgl. *Verhandlungen des Vereins*, S. 265—266., G. Schmoller, *Grundriss der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre*, Leipzig 1908, S. 645.
- とすれば、「中部ヨーロッパ関税同盟」構想が、「政治的征服」をつうじて「農業植民地」としての役割をもつにいたる可能性は十分存在した、といえよう。
- (14) シュモラーはこの「工業国」論争が世界経済の認識に関して、「あらゆる方面に啓蒙的に作用した」と指摘している。Schmoller, a. a. O., S. 645. の「あらゆる方面に」という中に、我々は、SPDの帝国主義認識の端初をも含めることが

できるように思われる。というのは、「工業国」論争は、SPD内の、自由貿易が保護貿易か、をめぐる「通商政策論争」の時期にあたっているが、その時、カウツキーは、「通商条約に基づいた平和」な時代が永遠に続かない所以を、次のように説明していたからである。

「自由貿易の理論は、……イギリスが世界の工場であり、他のすべての国々は農業国の役割を果たさねばならない、という仮定から出発していた。イギリスと並んで、その他の工業諸国も成長したが、……しかし工業国の貿易政策の基本思想は依然として旧来のままである。すなわち、工業国だけが輸出工業を發展させる資格をもち、他の国々は、工業国に食糧と原料を提供すべく永遠に定められている、という考え方である。しかし、……すでに我々は、農業国の工業国に対する地位は従属的であり、したがってその地位にあるすべての国々が、工業国に上昇しようと努力し、努力するにちがいないことを指摘した。こうした過程は、絶えず止むことなく、一層急速に進行するだろう。というのは、それは、蓄積された資本の流出の増大と旧工業国からの生産手段の増加、によって促進されるからである。……多数の工業国に対して、なお西アジア、アフリカ、中央アメリカ、西アメリカの熱帯地方が農業国として残されているとしても、農業国と工業国の企業的基础ははるかに狭いものとなっている。しかし商品交換と並んで、国際貿易の新たな要因、すなわち資本の輸出、国際的債務、も生じている。……事実こうした輸出形態は、商品交換に比べてますます重要になっている。だがこの輸出の源泉も、結局は涸渇するだろう。何故なら、新工業国はすべて、遅かれ早かれ、技術的にも経済的にも旧工業国から自立し、大衆向製品の必需品を、すべて自力で生産するだけでなく、外国からの債務をも支払うほどになるからである。……このとき、七〇年代後半にマンチエスター主義が崩壊したように、現在の貿易制が崩壊する瞬間がやってくることは確実である。」こうしてカウツキーは、「外国市場の独占化」の傾向が「数少ない農業国の争奪戦」＝「工業国間」の「世界戦争」を不可避とする、と述べている。前述の文章は、オルデンベルグ等の「輸出工業の長期的存続不可能論」と相似しているところか酷似しているといってもよいだろう。SPDの「崩壊論」の基底には、こうした影響も考えられるように思われる。Karl Kautsky, *Handelspolitik und Sozialdemokratie*, Berlin 1901, S. 86—88. SPDの「通商政策論争」については、宇野弘蔵「社会党の関税論」(前掲『著作集』第八卷所収)、木下悦二『資本主義と外国貿易』、一九六三年、第二章「ドイツ社会民主党の関税論争」、入江節次郎・星野中編『帝国主義研究Ⅱ』、一九七七年、第二編2「通商政策論争」、等参照。

(15) シュラー、油本豊吉訳『保護関税と自由貿易』、一九四六年、「解説——シュラーの保護関税論——」、九ページ。この

R. Schüller, *Shutzoll und Freihandel* は一九〇五年に出版されたものである。

(16) 前掲書「解説」及び三〇九ページ。

(17) 「艦隊建設」は、権力政策の観点からだけでなく、「繁栄せる製鉄・造船業は、単にそうした工業の利益だけでなく、国民の利益でもある」という観点からも推進されることになる。 *Handels und Machtpolitik*, S. 30.

(18) 「工業国」をめぐる論争が、後にヒトラーとシャハトの論争に再現されるだけでなく、リストを起点とし、「三月前期」の市場論争においても、「国内市場」が問題となったように、農業と工業の結合という問題が、「市場」問題として、繰り返して、ドイツ資本主義史上において争点となった、という事実を想起すべきである。パーキンは、「工業化・近代化」という観点から「農業保護」の「前近代性」を強調するあまり、プリンス・スミス以来のドイツ「自由貿易」主義が、むしろ「工業化と近代化の乖離」の方向に作用したことを看過しているのみならずブレントノーとヴェーバーが「工業国」論者としては共通していても、彼らがそこにこめた歴史の意味の相違をも無視しているように思われる。以下の諸文献を参照。大塚久雄「近代化と産業化の歴史的関連について——とくに比較経済史の視角から——」(『大塚久雄著作集』第四巻、一九六九年、所収)、肥前栄一「ドイツ三月革命期の独占問題」(前掲書、第三章)、関口尚志「ドイツ革命とファシズム」(『経済学論集』第三四巻二号)、同、「ヴァイマル・ナチス期の『地域開發』構想」(大野英二・住谷一彦・諸田實編『ドイツ資本主義の史的構造』、一九七二年、所収)、大野英二「四ヶ年計画と経済政策の転換」(大野・住谷・諸田編、前掲所収)、山口定「ファシズム」、一九七九年、一七二ページ。

なお、「工業国」論争で提起された経済的後進国ないし「熱帯国」の「工業化」という問題が、その後ドイツ国内の研究史でどのように展開されていったか、は極めて興味深い問題であるが、ここでは、「工業化・経済成長」という観点から、世界的な「製造業」(投資財産業と消費財産業)の展開過程を三段階に区分したホフマンの業績を挙げることができよう。だが彼の研究が示しているように、「農・工国」論者が提出した、リストの命題を後進諸国の「工業化」にも適用する、という視角は失われていったように思われる。ワルター・ホフマン、長洲一二・富山和夫共訳『近代産業発展段階論』、一九六七年、参照。

〔付記〕

本論文作成にあたっては、立教大学経済学部の近藤晃、住谷一彦両教授に懇切な御指導をいただいた。記して謝意を表したい。また文献利用については、肥前栄一東京大学経済学部教授、柳沢治東京都立大学助教授、渡辺尚京都大学助教授、及び立教大学経済学部助手の小林純氏、立教大学大学院博士課程の手塚真氏、以上の方々に便宜をはかっていただいた。心よりお礼申し上げるしだいである。

なお、本論文は、筆者が一九八〇年九月立教大学から学位規則第三条第二項に基づき経済学博士の学位を授与された際の審査論文である。